

## I 特定建築物太陽光発電設備等設置計画

### 1 特定建築主

特定建築主の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	三菱地所レジデンス株式会社 執行役員投資アセット企画開発部長 渡辺 昌之
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	〒100-0004 東京都 千代田区 大手町1-9-2

### 2 特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称	(仮称) 川崎市高津区久本二丁目計画 新築工事
特定建築物の所在地	川崎市高津区久本二丁目7-20 (地番393-1)

### 3 特定建築物の概要

新築・増築・改築の区別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
工事期間(予定)	工事着手 令和7年 7月15日 工事完了 令和9年 2月26日
建築面積	848.78 m <sup>2</sup> (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)
床面積の合計	2915.46 m <sup>2</sup> (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)
特定建築物の区分※1	<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等特定建築物以外
	工場等特定建築物の床面積の合計 m <sup>2</sup>

### 4 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類及びこれにより利用することができる再生可能エネルギーの量並びに条例第25条第2項の規定による太陽光発電設備等の設置に代わる措置の内容

設置基準量	6 kW				
太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置	<input checked="" type="checkbox"/> 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置 <input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第1号の規定による措置 (特定建築物及びその敷地以外への太陽光発電設備等の設置) <input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第2号の規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置) <input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第3号の規定による措置 (特定開発事業を行う区域への太陽光発電設備等の設置) <input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第4号又は第5号の規定による措置				
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計※2	太陽光	6.225 kW	風力		
	地中熱		太陽熱		
	バイオマス		その他		
	合計	6.225 kW			
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率(達成率)	103 %				
太陽光発電設備等の設置基準に対する適合状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない				

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。

2 のある欄は、該当する 内にレ印を記載してください。

3 ※1印の欄の「工場等特定建築物」とは、床面積の2分の1以上を工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等をいう。)の用途に供する特定建築物をいいます。

4 ※2印の欄は、第3面「2太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することができる再生可能エネルギーの量」の欄に記載する太陽光発電設備等の種類ごとの出力の量及びその合計を記載してください。

## II 太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置等

1 設置基準量		備 考
(1) 建築面積に0.05 を乗じた面積	42.43 m <sup>2</sup>	
(2) 太陽光発電設備設置可能面積 ((1)の面積以上の場合は記載不要とする。)	m <sup>2</sup>	
(3) (1)又は(2)のいずれか小さい面積×0.15kW/m <sup>2</sup>	6 kW	
(4) 下限・上限の適用 適用される ( <input type="checkbox"/> 適用される <input checked="" type="checkbox"/> 適用されない ) ( <input type="checkbox"/> 工場等特定建築物 <input type="checkbox"/> 工場等特定建築物以外 ) <input checked="" type="checkbox"/> 適用されない		
(5) 設置基準量	6 kW	
2 太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することができる再生可能エネルギーの量		
(1) 設置量 (ア、イ、ウ、エ、カの合計)	6.225 kW	
ア 特定建築物又はその敷地への設置により利用することができる再生可能エネルギーの量	6.225 kW	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	6.225 kW	
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)		
a 風力発電設備		
b バイオマス発電設備		
c その他の設備 ( )		
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)		
a 地中熱供給設備		
b 太陽熱供給設備		
c バイオマス熱供給設備		
d その他の設備 ( )		
イ 特定建築物及びその敷地以外への設置により利用することができる再生可能エネルギーの量		
供給方式 ( )		
(ア) 太陽光発電設備 (※3)		
(イ) 風力発電設備 (※3)		
(ウ) バイオマス発電設備 (※3)		
(エ) その他の設備 (※3)		

## (第4面)

ウ 市内の既存建築物への設置により利用することができる再生可能エネルギーの量	
既存建築物の所在地 [ ]	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)	
a 風力発電設備	
b バイオマス発電設備	
c その他の設備 ( )	
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	
a 地中熱供給設備	
b 太陽熱供給設備	
c バイオマス熱供給設備	
d その他の設備 ( )	
エ 特定開発事業を行う区域への設置により利用することができる再生可能エネルギーの量	
事業区域内建築物の所在地 [ ]	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)	
a 風力発電設備	
b バイオマス発電設備	
c その他の設備 ( )	
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	
a 地中熱供給設備	
b 太陽熱供給設備	
c バイオマス熱供給設備	
d その他の設備 ( )	
オ 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由 (市長が認める場合に限る。)	[ ]
カ 太陽光発電設備等の設置に代わる措置により利用することができる再生可能エネルギーの量	
(ア) 小売電気事業者からの電気の供給 (イに該当するものを除く。) により利用することができる再生可能エネルギーの量	
(イ) 非化石証書の購入等 (イに該当するものを除く。) により利用することができる再生可能エネルギーの量	
(ウ) 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるその他の措置により利用することができる再生可能エネルギーの量	

- 備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
- 2 ※1印の欄は、年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。
- 3 ※2印の欄は、年間熱供給量3,600MJ当たり太陽光発電設備1kW相当とします。
- 4 ※3印の欄は、年間送電端電力量(規則第26条第2項第1号の年間発電電力量をいう。)1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。